

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 28 日 号外第 158 号

【法令名】

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 28 日 政令第 174 号

【管轄省庁】

外務省

【施行期日】

平成 22 年 8 月 1 日

【法令のあらまし】

* 要旨

在ベトナム日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定する。

(別表第 1 関係)

.....